

駒ヶ根市地域公共交通協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、駒ヶ根市地域公共交通協議会規約第7条第6項の規定に基づき、駒ヶ根市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 会議の運営に際しては、公平かつ公正な協議の推進に努めなければならない。

(公開の原則)

第3条 会議は、原則として公開する。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合であって、委員の過半数の同意があったときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(議長等の責務)

第4条 議長は、迅速かつ能率的な会議の運営に努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画し、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(代理出席)

第5条 団体、機関等から選出された委員が会議を欠席する場合は、その属する団体、機関等から代理の者を出席させることができるものとし、その者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

(会議録の作成)

第6条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席委員等の氏名
- (3) 議題、発言委員等及び発言内容
- (4) その他必要な事項

(会議録等の公開)

第7条 会議録及び会議資料は、原則として全て公開する。ただし、第3条ただし書の規定により非公開とした部分に関する会議録及び会議資料は、非公開とすることができる。

2 会議録及び会議資料の公開は、協議会事務所において一般の閲覧に供するほか、インターネットを用いて常時公開するものとする。

(傍聴)

第8条 何人も、会議（第3条ただし書の規定による非公開の会議を除く。）を傍聴することができる。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮り別に定める。

附 則

この規程は、平成21年3月17日から施行する。